

第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

令和3年3月改定

計画改定の趣旨

「第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画」は、基本理念である「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」を実現するため、これまでの国の動向や本市における取組を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、令和2年3月に策定したものです。

また、本計画は、幼児期の教育・保育と地域子ども子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保との方策及び地域の子ども・子育て支援に対する市民のニーズに応じていくための体制づくりを進める指針となるものです。

その中で、昨年9月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行(平成26年1月)から5年が経過し、より一層子どもの貧困対策を推進するため、改正子どもの貧困対策推進法が施行されました。現在、本市におきましては、「うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画」(平成29年度～令和2年度)を柱に、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現を目指し、取組を推進しているところです。また、令和元年度に発生した新型コロナウイルスによって、感染防止への基本対策が打ち出され新しい生活様式による働き方への変化に対する対策や取組みも必要になっています。

このたび、「うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画」の次期計画を策定するにあたり、これまでのこの計画の取組を踏まえながら子どもの貧困対策の施策を盛り込み、本計画をさらに子ども・子育て支援に関する施策として総合的・一体的に進めるために改定するものです。

改定にあたっては、子どもの「現在」に向けた貧困対策推進の充実を図るため、「第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画」策定時のアンケート調査結果を踏まえ、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく総合的な推進として位置づけ取組を推進していきます。

◆ 行動目標 6 : 援助を必要とする子どもや家庭への支援

④「子どもの貧困対策の推進」

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、希望を持ち、夢が叶えられるよう一人一人に寄り添い、生きる力を育む事で、これからの時代の核となる子どもたちが活躍できるうきは市になるよう目指します。

現 状 と 課 題

近年、子どもの貧困率の問題が指摘されています。その背景には、経済的困窮、多様な家族形態、障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っている場合が少なくありません。幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境に格差が生まれ、それがさらに成人後の経済的困窮につながっていくなど、困難な状況が親から子へ引き継がれる世代間連鎖が存在することも指摘されています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整えながら、教育の機会均等を図る必要があります。

また、地域における子どもの貧困対策の推進にあたって、家でも学校でもなく自分の居場所と思えるような場所を提供する「子どもの居場所づくり」による支援が重要視されています。さらに、子どもの居場所づくり事業は、貧困をはじめ子どもを取り巻く様々な問題の負の連鎖を防ぐセーフティネットとしての役割が期待されています。

行動目標 6	援助を必要とする子どもや家庭への支援
--------	--------------------

4 子どもの貧困対策の推進

施策	内容
相談支援・連携支援の充実	子どもの未来応援コーディネーターを設置し貧困状態にある世帯の子どもに対して、今後の支援策を含めた相談対応を行う中で、個別に抱えている複合的課題を紐解き、同じ目線での支援を進めていきます。
支援機関の連携体制構築	相談支援や個別支援計画を立てる際に、関係機関との密接な連携のもと、生活困窮者自立支援事業等を有効活用することや、新規連携先の発掘など様々なニーズに対応できる環境作りに努めます。
生活困窮者自立支援事業における小学生学習支援事業の体制強化	生活環境等として厳しい状況にある世帯の小学生を対象に学習支援事業を実施し、学習機会の確保および学習習慣の定着に繋ぐほか、食事や居場所支援について包括的な提供に努めます。
生活困窮者自立支援事業における中学生学習支援事業の体制強化	生活環境等として厳しい状況にある世帯の中学生を対象に学習支援事業を実施し、学習機会の確保と学習習慣の定着及び居場所支援を行いながら、将来の自主自立に向けてのサポートに努めます。
高校生の不登校支援	不登校の子どもとその家族を対象に相談対応するなかで、本人の同意を得た上での訪問活動の実施、関係機関と情報共有をおこないながら本人が希望する進路へ導けるよう包括的な支援に努めます。
生活支援の充実	絶対的貧困状況にある世帯の子ども達に安定した食材を提供できるようにするため、フードバンクによる支援の充実に努め、家庭への食の支援の充実に努めます。
経済支援の推進	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な小中学校児童生徒の保護者に対し給食費や学用品費等の一部を支給し経済的負担の軽減に努めます。また、高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもに対し、入学料、入学考査料等を支給します。

資 料 編

1. 子どもの貧困率の状況 . . . P4
2. 生活保護世帯の状況
 - (1) うきは市の生活保護の状況 . . . P5
 - (2) 年齢別生活保護受給者数の推移 . . . P6
3. ひとり親世帯の状況 . . . P7
4. 要保護及び準要保護児童生徒の状況
 - (1) 準要保護児童生徒の推移 . . . P8
 - (2) 要保護及び準要保護児童生徒の推移 . . . P9
- 「うきは市子育てに関するアンケート調査報告書」抜粋 . . . P10～P15
- 子ども・子育て支援に関する主な事業の連絡先 . . . P16～P18

1 子どもの貧困率の状況

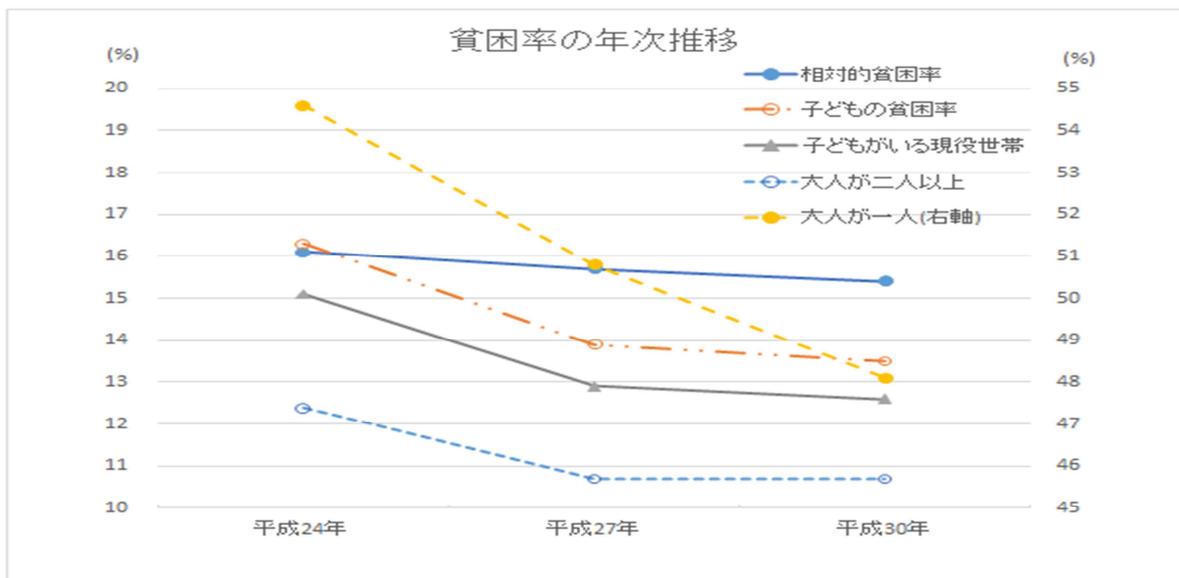
国民生活基礎調査によると、国の相対貧困率は、平成24年16.1%であったものが、平成30年には15.4%に減少し、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの貧困率も16.3%から13.5%に減少しています。また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は48.1%と、大人が二人以上いる世帯の貧困率10.7%に比べ非常に高い水準になっています。

貧困率の年次推移

	平成24年	平成27年	平成30年	平成30年(新基準)
相対的貧困率	16.1%	15.7%	15.4%	15.8%
子どもの貧困率	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%
子どもがいる現役世帯	15.1%	12.9%	12.6%	13.2%
大人が一人以上	54.6%	50.8%	48.1%	48.2%
大人が二人以上	12.4%	10.7%	10.7%	11.3%
貧困線	122万円	122万円	127万円	122万円

*厚生労働省「国民生活基礎調査」より

- ※ 貧困率とは、経済協力開発機構(OECD)の作成基準に基づいて算出している。
- ※ 平成30年(新基準)とは、平成27年に改定された経済協力開発機構(OECD)の所得定義の新たな基準。
- ※ 相対的貧困率：貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。
- ※ 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。
- ※ 等価可処分所得：世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。
- ※ 可処分所得：収入から直接税・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入をいう。
- ※ 子どもの貧困率：子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいう。
- ※ 子どもがいる現役世帯の貧困率：現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいう。
- ※ 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。



2 生活保護世帯の状況

(1) うきは市の生活保護の状況

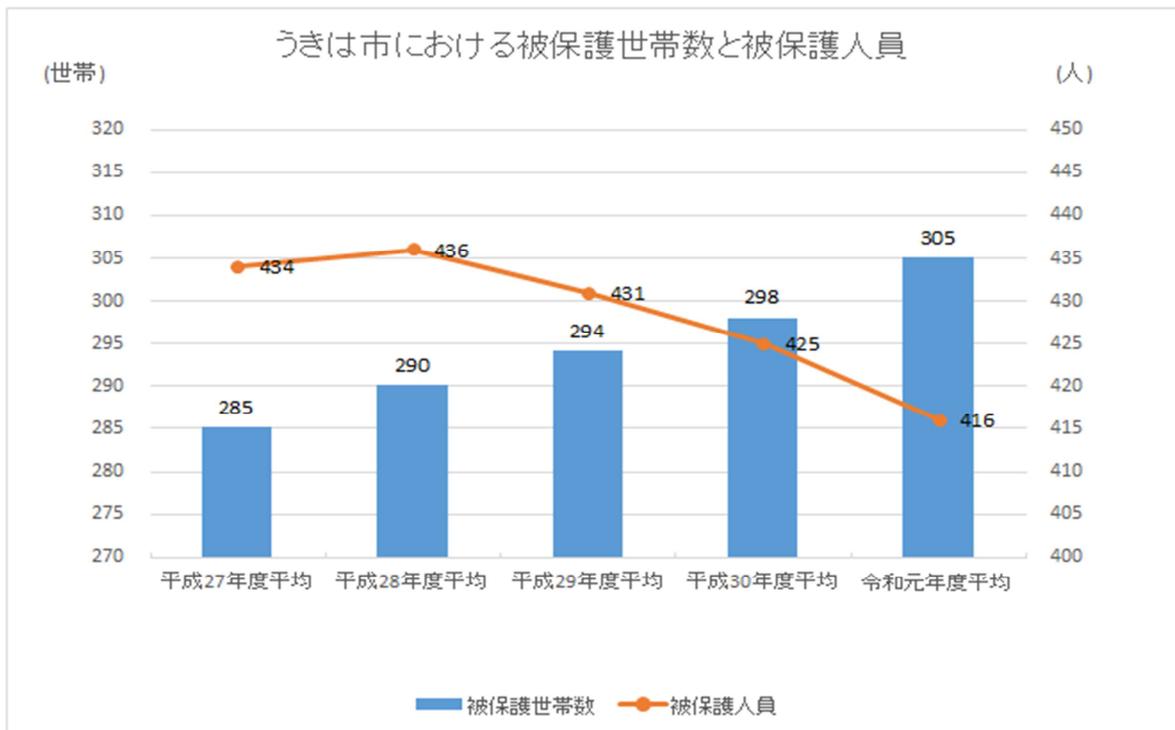
うきは市の生活保護受給世帯は令和元年度に305世帯、受給者数は416人、保護率（※1）は1.47%となっており、平成27年度と比較すると、世帯数は増加しているものの、受給者数は減少傾向にあります。保護率に関しては、福岡市や久留米市、県全体と比較しても若干低い傾向にあります。

生活保護の状況

	平成27年度平均			平成28年度平均			平成29年度平均			平成30年度平均			令和元年度平均		
	被保護世帯数(世帯)	被保護人員(人)	保護率(%)												
県全体	96,245	131,362	2.6	96,225	129,600	2.5	96,127	127,816	2.5	95,288	125,468	2.5	94,600	123,357	2.41
福岡市	33,148	44,223	2.9	33,380	43,985	2.9	33,662	43,777	2.8	33,687	43,430	2.8	33,570	42,897	2.72
久留米市	4,917	6,570	2.2	5,097	6,709	2.2	5,205	10	2.2	5,166	6,672	2.2	5,118	6,549	2.15
うきは市	285	434	1.4	290	436	1.5	294	431	1.5	298	425	1.5	305	416	1.47

* 福岡県生活保護速報より

(※1) 保護率 = 被保護人員 / 保護率算出基礎人口 × 100(%)
(県が算出)



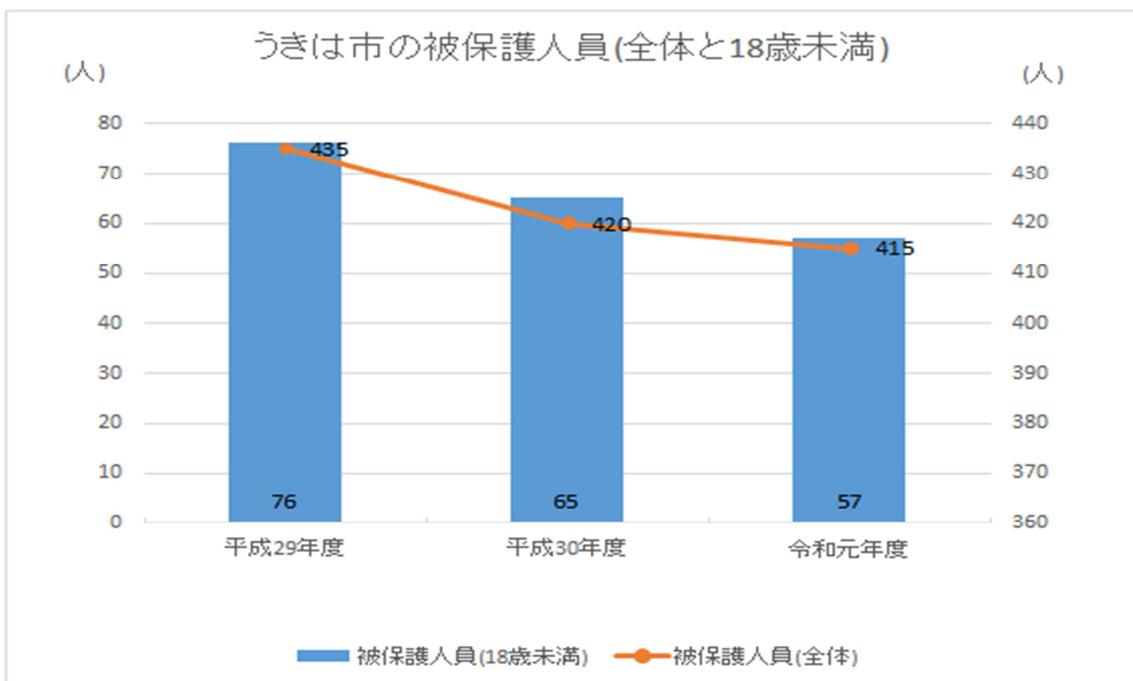
(2) 年齢別生活保護受給者数の推移

うきは市における令和元年度の生活保護を受給する18歳未満の子どもの数は57人です。生活保護受給者に占める割合は、この3年間、17.5%から減少して推移しており令和元年度は13.7%となっています。福岡県全体での割合においても、12%前後で減少して推移していますが、うきは市の割合の方が高いことがわかります。

年齢別被保護人員(18歳未満)の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～5歳	22	11	10
6～14歳	33	35	35
15～17歳	21	19	12
合計	76	65	57
被保護人員(全体)	435	420	415
18歳未満の構成比	17.5%	15.5%	13.7%
18歳未満の構成比(福岡県)	12.1%	11.7%	11.2%

*福岡県の数値は、「福岡県的生活保護概要版」より



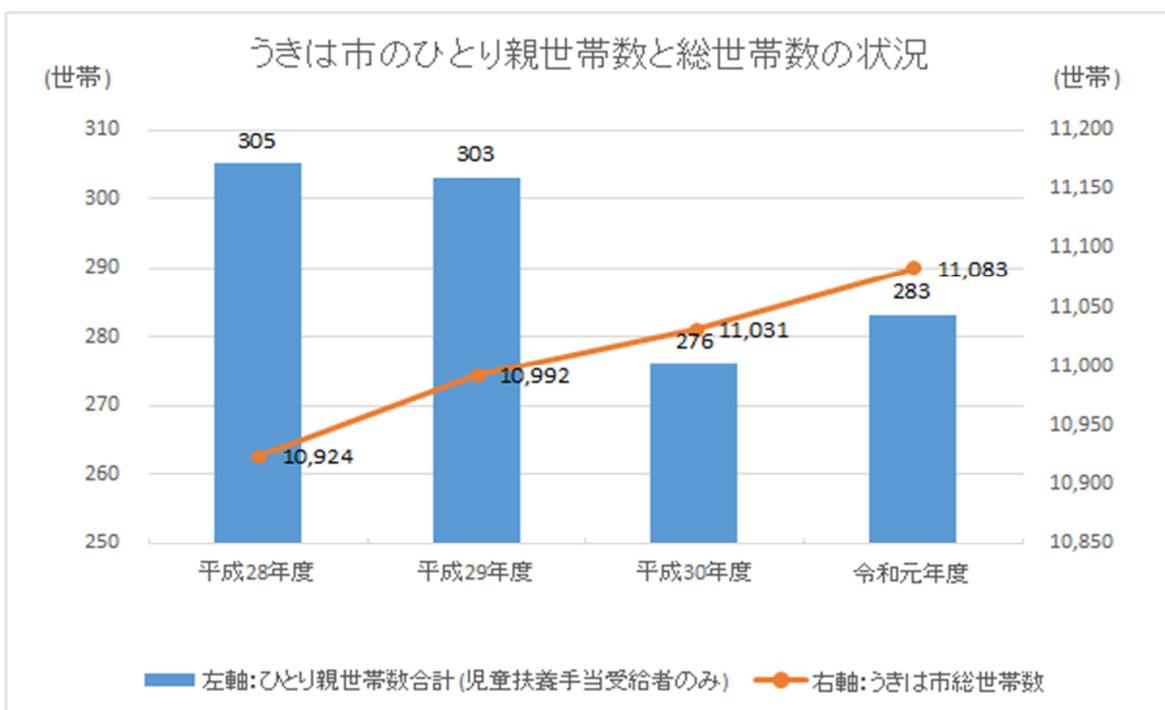
3 ひとり親世帯の状況

(1) ひとり親世帯数（児童扶養手当受給者）

うきは市におけるひとり親世帯数（児童扶養手当受給者）は令和元年度で母子世帯が262世帯、父子世帯が19世帯、養育世帯が2世帯です。合計は283世帯で、300世帯を下回る減少傾向となっています。

ひとり親世帯数（児童扶養手当受給者）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
母子家庭	273	270	253	262
父子家庭	29	30	21	19
養育者	3	3	2	2
合計	305	303	276	283
総世帯数	10,924	10,992	11,031	11,083
出現率	2.79%	2.76%	2.50%	2.55%



4 要保護及び準要保護児童生徒の状況

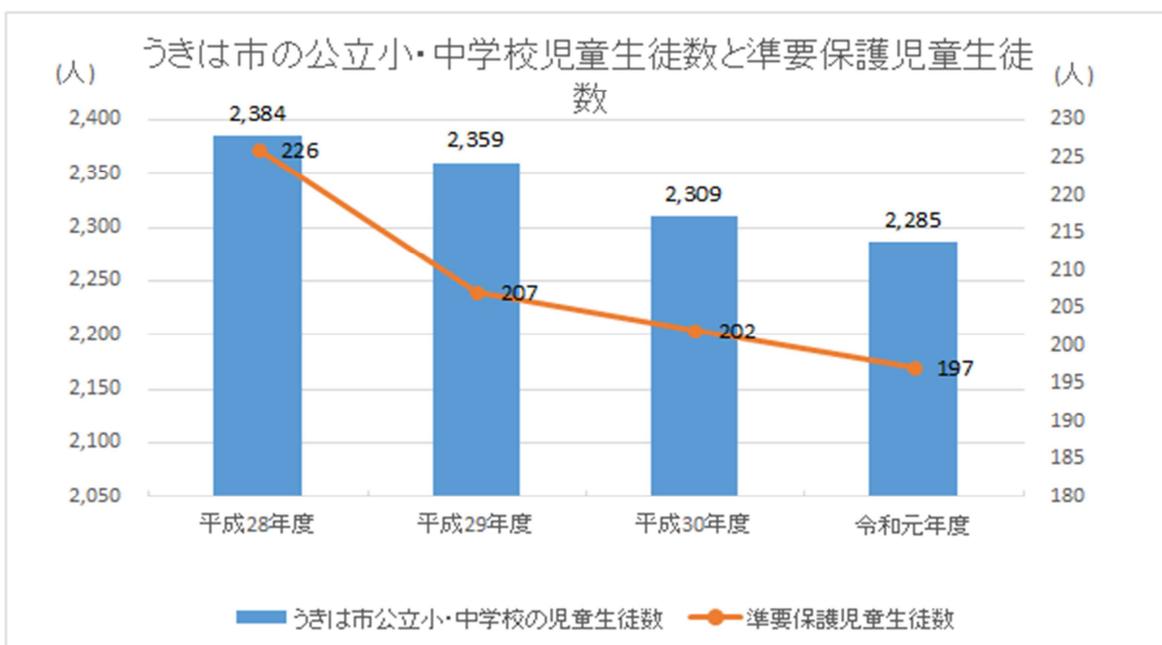
(1) 準要保護児童生徒の推移

うきは市における準要保護の児童生徒の数は、令和元年度において197人であり、市内の公立小・中学校の全児童生徒数に占める割合は8.6%となっています。また、平成28年度と比較すると、準要保護児童生徒数が29名減少していますが、同時に市内公立児童生徒数も約100名減少していることから、全児童生徒数に占める準要保護児童生徒数の割合は減少しています。

※準要保護とは、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に給食費や学用品費の一部を支給する就学援助制度を受けている状況を指します。

準要保護児童生徒数の推移

	うきは市の公立小中学校の児童生徒数(人)			準要保護児童生徒数(人)			準要保護児童生徒数/公立小中学校の児童生徒数(%)		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
平成28年度	1,560	824	2,384	140	86	226	9.0	10.4	9.5
平成29年度	1,611	748	2,359	135	72	207	8.4	9.6	8.8
平成30年度	1,563	746	2,309	124	78	202	7.9	10.5	8.7
令和元年度	1,554	731	2,285	134	63	197	8.6	8.6	8.6



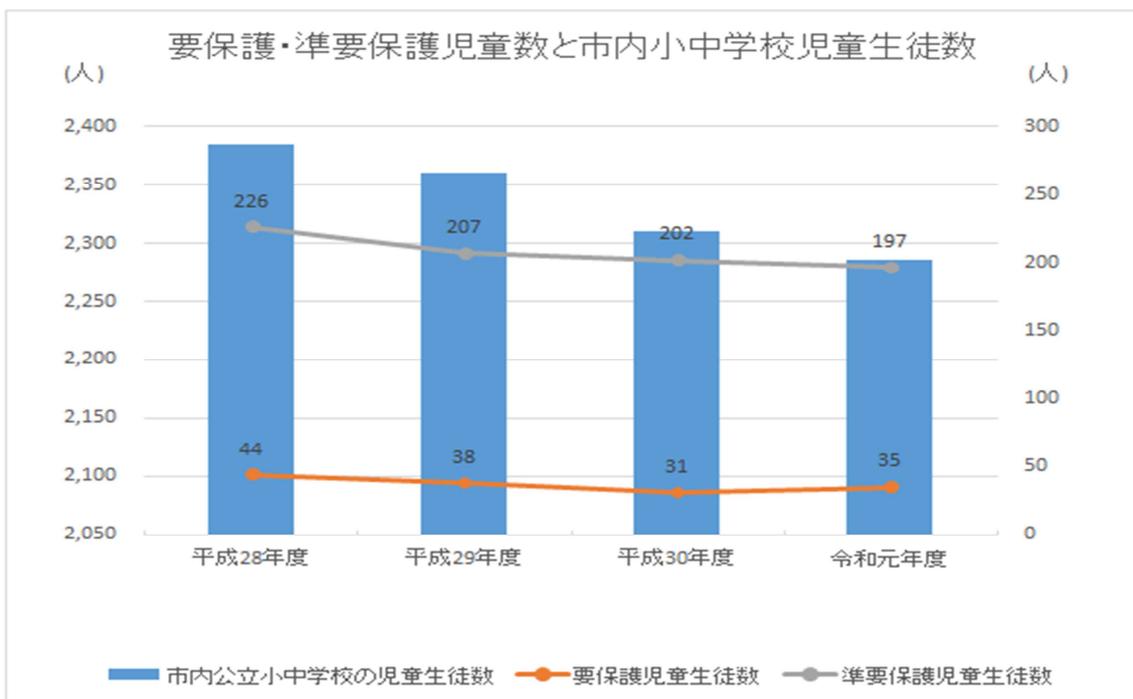
(2) 要保護及び準要保護児童生徒の推移

(1)の推移に伴い、要保護児童生徒も加えると、令和元年度の要保護および準要保護世帯の児童生徒がうきは市の公立小中学校の全児童生徒に占める割合は、10.2%となっています。

※ 要保護とは、生活保護を受給している状況を指します。

要保護及び準要保護児童生徒数の推移

	うきは市の公立小中学校の児童生徒数(人)			要保護児童生徒数(人)	準要保護児童生徒数(人)	要保護・準要保護児童生徒数/公立小中学校の児童生徒数(%)
	小学校	中学校	合計	合計	合計	合計
平成28年度	1,560	824	2,384	44	226	11.3
平成29年度	1,611	748	2,359	38	207	10.4
平成30年度	1,563	746	2,309	31	202	10.1
令和元年度	1,554	731	2,285	35	197	10.2



■ 「うきは市子育てに関するアンケート調査報告書」 抜粋

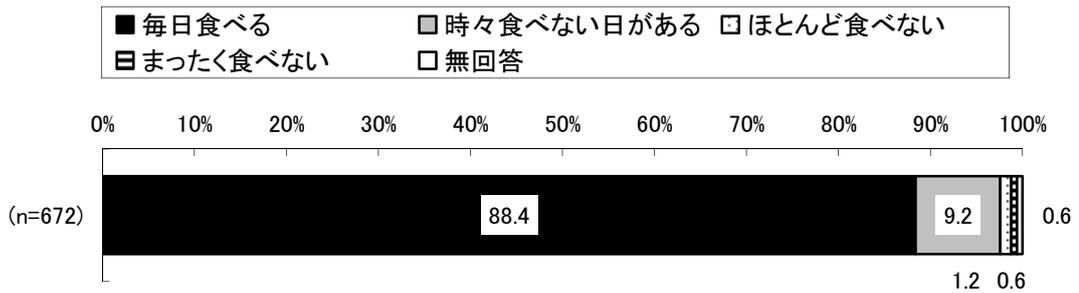
● 調査結果(就学前児童保護者用調査)

1. 子どもや家族の健康・生活習慣について

(1) 朝食の頻度

(問) ご家庭では朝食を食べますか。【1つに○】

図表－1 朝食の頻度



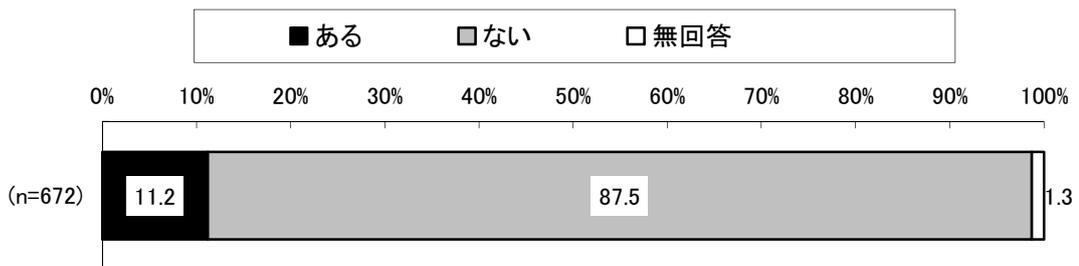
朝食の頻度については、「毎日食べる」(88.4%)が大半を占めており、次いで「時々食べない日がある」(9.2%)となっている。

(2) 病院等で受診できなかった経験

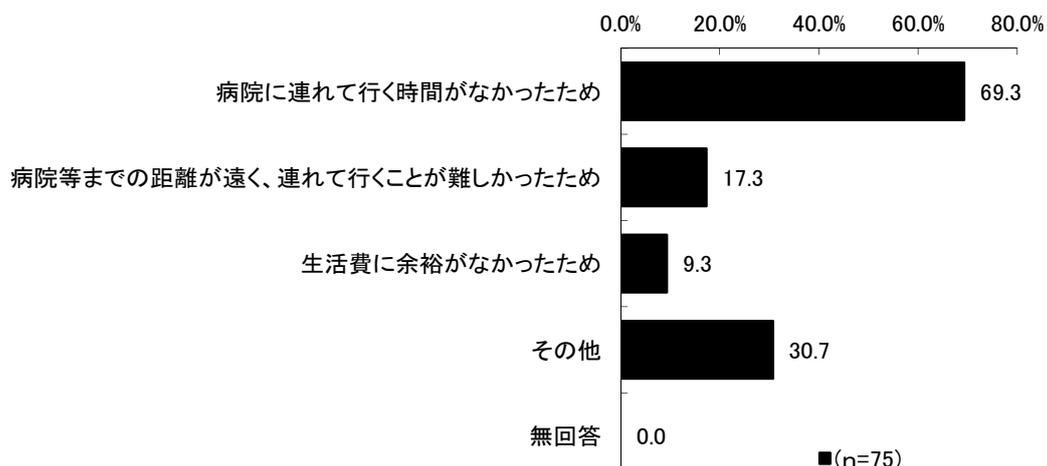
(問) 過去1年間に、子どもの病気やけがの治療のため、病院等を受診したほうがよいと思ったのに、受診しなかったことがありますか。【1つに○】

(問) 病院等を受診しなかった理由は何ですか。【あてはまるものすべてに○】

図表－2 病院等で受診できなかった経験



図表－3 病院等を受診できなかった理由



過去1年間に、子どもの病気やけがの治療のため、病院等を受診したほうがよいと思ったのに、受診しなかった経験の有無をたずねたところ、11.2%が「ある」と回答している。

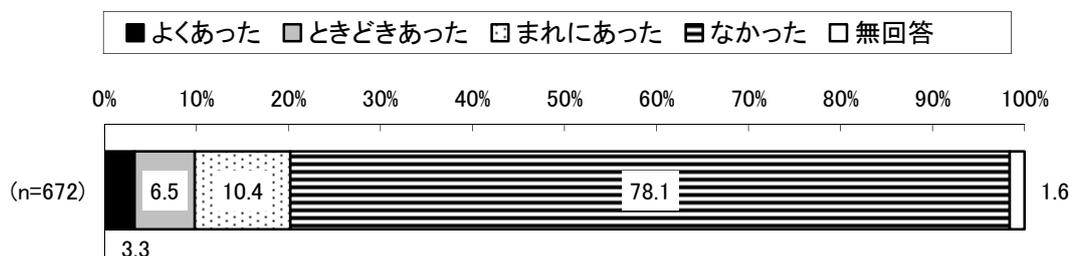
その理由については「病院に連れて行く時間がなかったため」(69.3%)が7割弱で最も高い。

2. 子育ての様子について

(3) 経済的困難の経験

(問) 過去1年間に、お金がなくて家族が必要とする食べ物や衣服が買えないことがありましたか。【1つに○】

図表－4 経済的困難の経験

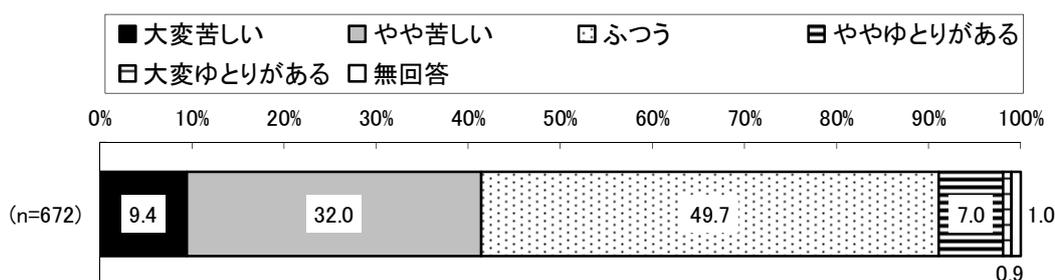


過去1年間に、お金がなくて家族が必要とする食べ物や衣服が買えない経験の有無をたずねたところ、「なかった」(78.1%)が最も高く、次いで「まれにあった」(10.4%)、「ときどきあった」(6.5%)、「よくあった」(3.3%)となっている。

(4) 現在の暮らしの状況

(問) 現在の暮らしの状況を、どう感じていますか。【1つに○】

図表－5 現在の暮らしの状況

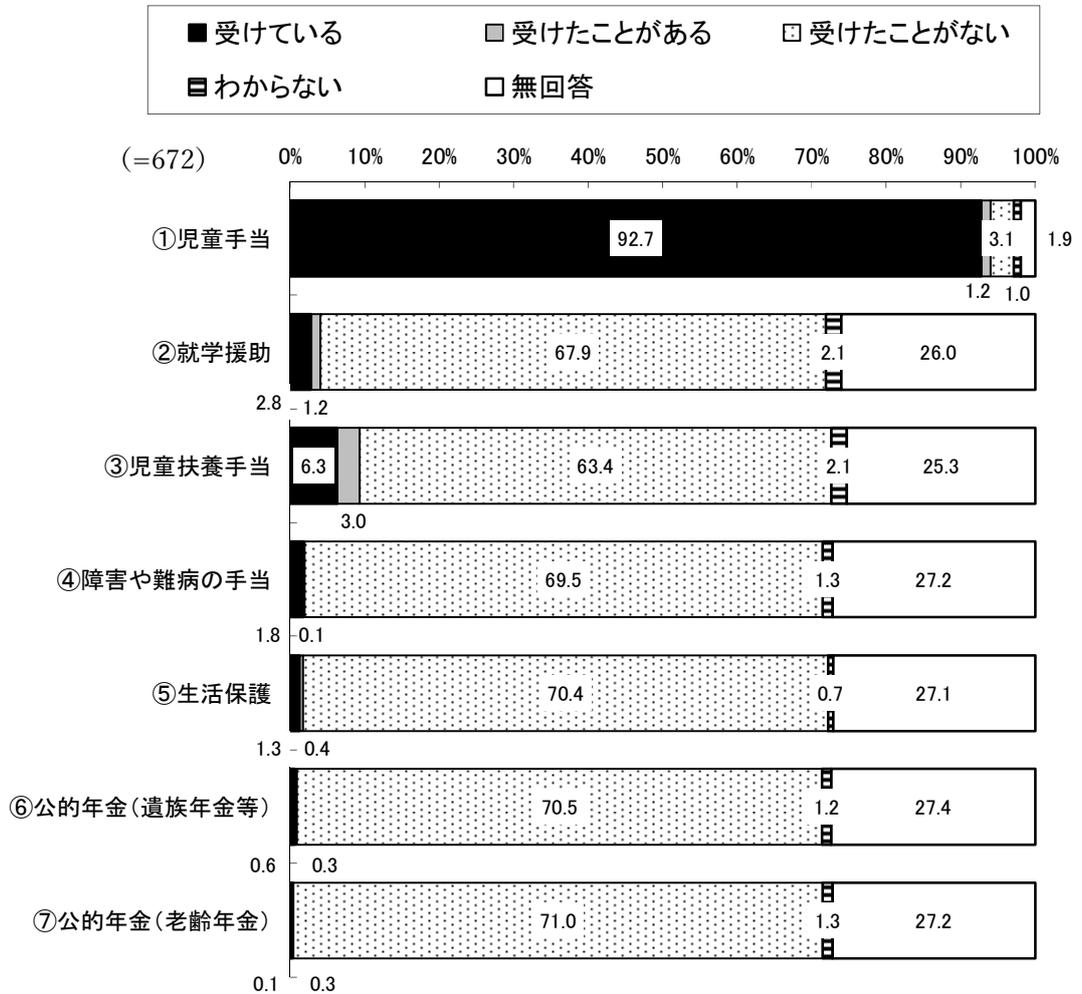


現在の暮らしの状況についてたずねたところ、「ふつう」(49.7%)の割合が最も高く、次いで「やや苦しい」(32.0%)、「大変苦しい」(9.4%)、「ややゆとりがある」(7.0%)、「大変ゆとりがある」(0.9%)となっている。

(5) 手当や援助を受けた経験

(問) あなたは、過去1年間に、次の手当や援助などを受けたことがありますか。【それぞれについて1つに○】

図表－6 手当や援助を受けた経験

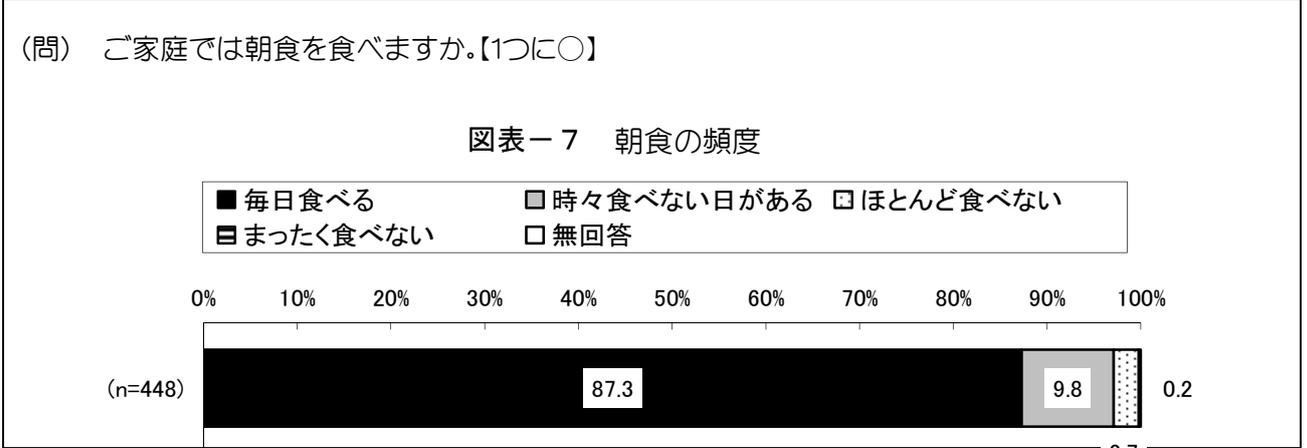


手当や援助を受けた経験については、①児童手当は「受けている」が92.7%と大半を占めており、その他は「受けたことがない」が6～7割を占めている。

● 調査結果(小学生保護者用調査)

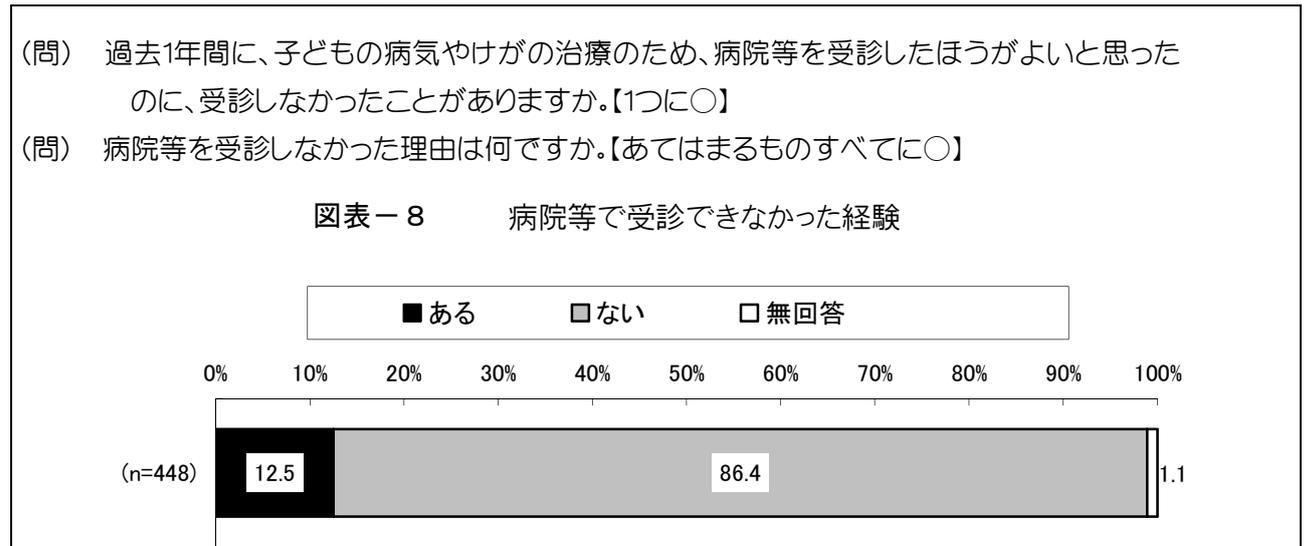
3. 子どもや家族の健康・生活習慣について

(6) 朝食の頻度

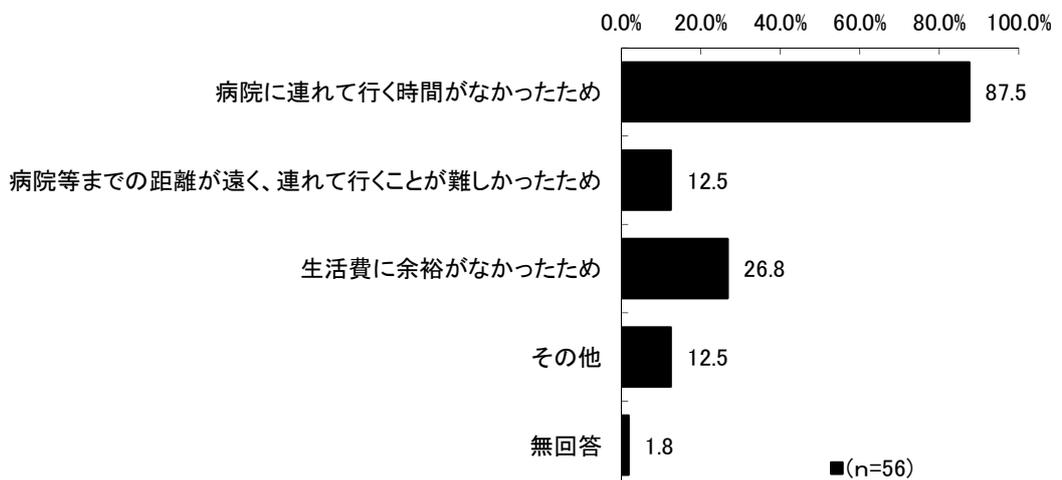


朝食の頻度については、「毎日食べる」(87.3%)が大半を占めており、次いで「時々食べない日がある」(9.8%)となっている。

(7) 病院等で受診できなかった経験



図表－9 病院等を受診できなかった理由



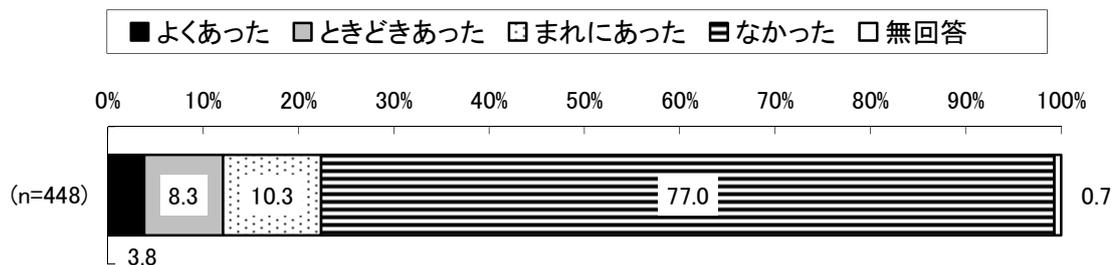
過去1年間に、子どもの病気やけがの治療のため、病院等を受診したほうがよいと思ったのに、受診しなかった経験の有無をたずねたところ、12.5%が「ある」と回答している。その理由については「病院に連れて行く時間がなかったため」(87.5%)が9割弱で最も高く、次いで「生活費に余裕がなかったため」(26.8%)となっている。

4. 子育ての様子について

(8) 経済的困難の経験

(問) 過去1年間に、お金がなくて家族が必要とする食べ物や衣服が買えないことがありましたか。【1つに○】

図表－10 経済的困難の経験

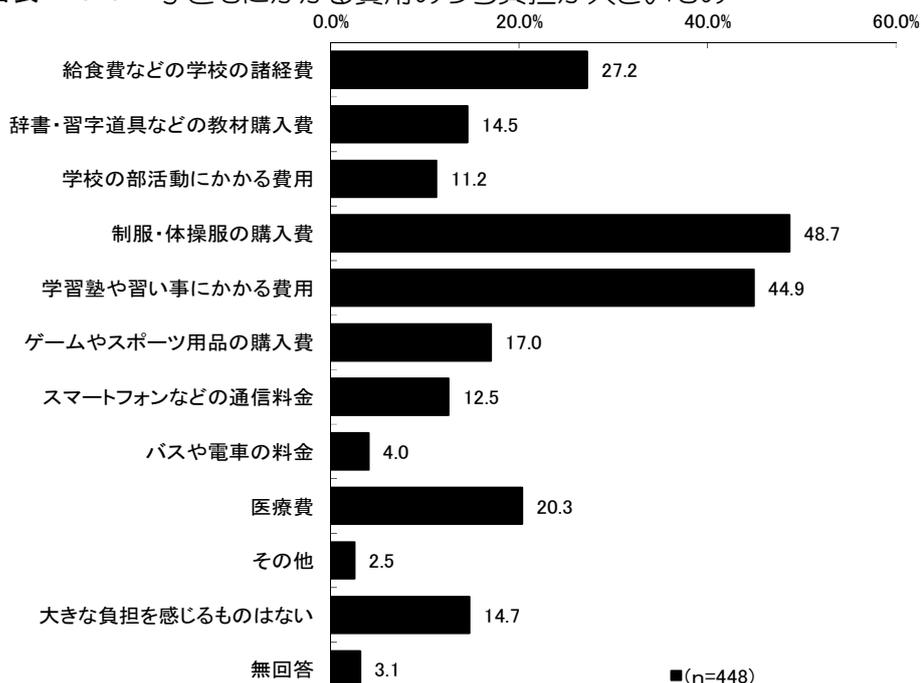


過去1年間に、お金がなくて家族が必要とする食べ物や衣服が買えない経験の有無をたずねたところ、「なかった」(77.0%)が最も高く、次いで「まれにあった」(10.3%)、「ときどきあった」(8.3%)、「よくあった」(3.8%)となっている。

(9) 子どもにかかる費用のうち負担が大きいもの

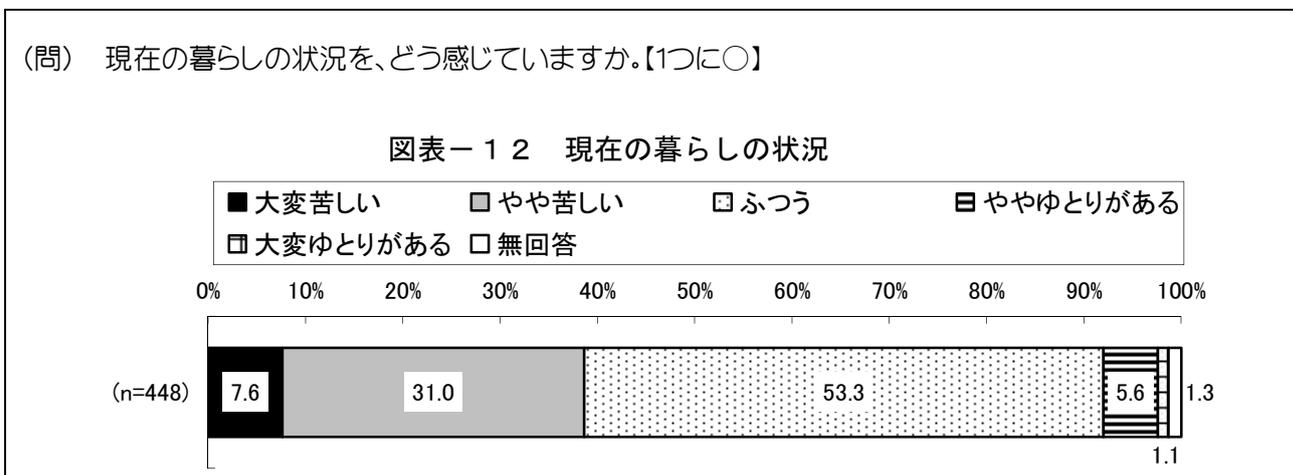
問25 お子さんにかかる費用のうち、経済的に負担が大きいと感じるものは何ですか。【あてはまるものすべてに○】

図表－11 子どもにかかる費用のうち負担が大きいもの



子どもにかかる費用のうち負担が大きいものをたずねたところ、「制服・体操服の購入費」(48.7%)の割合が5割弱で最も高く、次いで「学習塾や習い事にかかる費用」(44.9%)、「給食費などの学校の諸経費」(27.2%)となっている。

(10) 現在の暮らしの状況



現在の暮らしの状況についてたずねたところ、「ふつう」(53.3%)の割合が最も高く、次いで「やや苦しい」(31.0%)、「大変苦しい」(7.6%)、「ややゆとりがある」(5.6%)、「大変ゆとりがある」(1.1%)となっている。

■ 子ども・子育て支援に関する主な事業の連絡先

問い合わせ内容等	関係部署・機関	電話番号
妊娠したら		
母子健康手帳の交付	(市) 保健課 食育・健康対策係	☎75 - 4960
妊婦健康診査		
カンガルースクール (母親学級)		
出産育児一時金	(市) 市民生活課 国保・年金係	☎75 - 4973
子どもが生まれたら		
出生届	(市) 市民生活課 住民係	☎75 - 4972
	(市) 浮羽市民課 コンサルティング係	☎77 - 2112
子ども医療費支給制度	(市) 市民生活課 国保・年金係	☎75 - 4973
児童手当	(市) 福祉事務所 子育て支援係	☎75 - 4961
赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査	(市) 保健課 食育・健康対策係	☎75 - 4960
モグモグスクール (離乳食教室)		
産後のボディケア教室		
ママと赤ちゃんの相談事業		
定期的予防接種		
夜間小児救急医療	夜間小児救急医療電話相談窓口 久留米広域小児救急センター (聖マリア病院内)	☎#8000 又は ☎0942-37-6116
子どもと遊ぶ		
地域子育て支援センター	こども交流室 (吉井町 347-1)	☎75 - 5530
	遊林ランド (浮羽町高見 679-2)	☎77 - 4336
子育てサークル	ちびっこ広場 (うきは市社会福祉協議会)	☎76 - 3977
	ぴよぴよくらぶ (吉井幼稚園)	☎75 - 3281
保育所園庭開放	各保育所にお問い合わせください	
市内の公園	(市) 住環境建設課 建設管理係	☎75 - 4983
子ども遊園 (竹永・高橋・若宮)	(市) 福祉事務所 子育て支援係	☎75 - 4961
子どもを預ける		
保育所	(市) 福祉事務所 保育所係	☎75 - 4961
市立	千年保育園 (吉井町千年 236-5)	☎75 - 2863
市立	千草保育園 (吉井町福益 246-3)	☎75 - 2212
市立	いずみ保育園 (吉井町江南 85-3)	☎75 - 2520
市立	山春保育所 (浮羽町山北 941-2)	☎77 - 2824
市立	浮羽保育所 (浮羽町流川 242-3)	☎77 - 2344

問い合わせ内容等	関係部署・機関	電話番号
子どもを預ける		
	私立	うきは幸輪保育園（浮羽町朝田277-1） ☎77-8877
	私立	認定こども園遊林愛児園（浮羽町高見679-2） ☎77-4336
	私立	若葉保育園（吉井町692-1） ☎75-2836
幼稚園	学校法人	吉井幼稚園（吉井町1085-1） ☎75-3281
保育所の一時預かり		若葉保育園（吉井町692-1） ☎75-2836
		遊林愛児園（浮羽町高見679-2） ☎77-4336
保護者の用事・リフレッシュ時等に預かり		ファミリー・サポート・センターくろめ ☎0942-37-8888
		うきは子育てサポート菜の花 ☎090-5926-3923
託児、家事支援		市シルバー人材センター ☎75-5544
病児保育		久留米大学医療センター内「エンゼルキッズ」 ☎0942-22-6621
		久留米大学旭町キャンパス内「すくすくランド」 ☎0942-31-7988
		聖マリア病院内「マリアン・キッズ・ハウス」 ☎0942-34-3165
		田主丸中央病院内「たのっしーランド」 ☎080-1790-2460
発達障がい・障がい児支援事業		久留米市子ども未来部幼児教育研究所 ☎0942-35-3812
小学校のこと		
就学援助制度、通級指導教室等		（市）学校教育課 学事係 ☎75-4950
学童保育所		（市）福祉事務所 保育所係 ☎75-4961
		吉井学童保育所 ☎76-5425
		千年学童保育所 ☎76-5900
		福富学童保育所 ☎76-4888
		江南学童保育所 ☎75-5160
		御幸学童保育所 ☎77-8791
		大石学童保育所 ☎77-5432
		妹川学童保育所 ☎77-4556
	遊林学童保育所 ☎77-4336	
各種支援		
障害のある児童への各種福祉サービス		（市）福祉事務所 福祉係 ☎75-4961
児童扶養手当		（市）福祉事務所 子育て支援係 ☎75-4961
ひとり親家庭等医療費助成制度		（市）市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973

問い合わせ内容等	関係部署・機関	電話番号
悩み事があるとき		
出産・妊娠に関すること	にんしん SOS ふくおか	☎092-642-0110
乳幼児の成長、発達に関すること	(市) 保健課 食育・健康対策係	☎75 - 4960
子育ての悩みや不安に関すること	こども交流室 (吉井町 347-1)	☎75 - 5530
	遊林ランド (浮羽町高見 679-2)	☎77 - 4336
子ども、家庭、女性に関すること	家庭児童相談室 (子育て支援係)	☎73 - 9151
	北筑後保健福祉環境事務所	☎0946-22-4195
不登校・ひきこもりに関すること	うきは市社会福祉協議会	☎76 - 3996
子どもの発達・気になる子の通告に関すること	久留米児童相談所	☎0942-32-4458
ひとり親家庭・DV に関すること	うきは市男女共同参画センター	☎77 - 2661
	北筑後保健福祉環境事務所 (分庁舎)	☎0942-30-1072
	福岡県あすばる女性相談ホットライン	☎092-584-1266
	配偶者暴力相談支援センター	☎0942-34-8111
	福岡県配偶者からの暴力相談電話	☎092-663-8724
その他さまざまな相談に関すること	うきは市社会福祉協議会	☎76 - 3977